

こども青少年局特別支援保育巡回指導講師会計年度任用職員採用選考実施要項

令和 7 年 11 月 6 日

大阪市こども青少年局

幼保施策部保育所運営課

大阪市内の保育施設に在籍する障がい児の実態把握と職員に対する指導・助言を行う特別支援保育巡回指導講師派遣事業を行うにあたり、その従事者として地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に基づくこども青少年局特別支援保育巡回指導講師会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1 募集内容等

- (1) 職務内容 大阪市内の保育施設を巡回し、障がい児実態を把握、必要な助言・指導を行う業務
- (2) 採用予定人数 10 名程度（令和 8 年 4 月 1 日採用予定）
- (3) 採用期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 勤務場所 大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課

2 応募資格

次の要件のいずれかを満たす者、かつ地方公務員法第 16 条各号に該当しない者から選考を行う。

- (1) 保育士の資格を有する者で、公的機関・医療機関・社会福祉施設での職務経験を持ち、かつ心身障がい児の保育の実務経験を有する者
- (2) 教諭の免許を有する者で、公的機関・教育施設での職務経験を持ち、かつ心身障がい児の教育の実務経験を有する者
- (3) 保健師の免許を有する者で、公的機関・医療機関・社会福祉施設での職務経験を持ち、かつ児童に関する発達相談の実務経験を有する者
- (4) 臨床心理士認定資格を有する者で、公的機関・医療機関・社会福祉施設・教育施設での職務経験を持ち、かつ児童に関する心理療法や発達相談の実務経験を有する者
- (5) 社会福祉主事任用資格を有する者で、公的機関・社会福祉施設での職務経験を持ち、かつ児童相談の実務経験を有する者
- (6) 上記（1）から（5）に準ずる者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

- 1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件（令和8年4月1日見込）

（1）勤務時間等

- ア 勤務日 週4日（30時間）
- イ 勤務時間 午前8時45分から午後5時00分を基本とする
- ウ 休憩時間 45分間

（2）休日

- ア 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- イ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ウ 月曜日から金曜日までのうち保育所運営課長が指定する曜日

（3）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

- ア 年次休暇は採用時に12日分を付与（採用時期によっては、日数が変更されます）
- イ 特別休暇
 - 【有給】夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇等
 - 【無給】育児時間休暇、子の看護等休暇、短期介護休暇等
 - ※その他、育児休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

（4）報酬等

報酬額 165,300円～211,700円（月額）

- ア 報酬額は採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。
- イ 上記以外に通勤手当や勤務実績に応じた手当（期末勤勉手当、超過勤務手当等）が支給されます。
- ウ 上記金額等は令和7年11月1日時点での見込であり給与改定等により変更されることがあります。

（5）社会保険

雇用保険、健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険が適用されます。また、公務上の災害及び通勤による災害についても適用されます。

（6）服務

- ア 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- イ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

4 試験日時・場所

（1）試験日時

令和7年12月17日（水）

（2）場所

阿波座センタービル（所在地：大阪市西区立売堀4丁目10番18号）

※集合時間、場所の詳細については、後日受験票とともに通知します。

5 選考方法

（1）小論文試験

次の主題について、ご自身の考えをA4サイズの手紙または市販の原稿用紙に800字程度にまとめ、申し込みの際に提出してください。

＜小論文主題＞

大阪市の障がい児保育は地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ちあうことを基本的な考え方としています。この基本的な考え方のもと、必要と考える巡回の視点、次のようなエピソードに対する助言・指導も含め、自身の考えを述べなさい。

・保育所巡回中に、4歳児担任保育士より「集団での活動中、思い通りにならないと泣き叫んだり、物を投げたりするA児がいます。最近は友達とのトラブルも増え、周囲のこどもたちも関わるのを避けるようになってきました。どう支援していけばよいか悩んでいます。」との相談があった。

(2) 面接試験 個別面接 一人あたり 10 分程度

(3) 合格者の決定方法

小論文試験及び面接試験の合計得点により決定され、合計得点が一定点数以上で上位の者を合格者とします。

ただし、小論文試験及び面接試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格とします。

※可否通知については令和 8 年 1 月中旬迄に、受験者全員に郵送にて通知します。

6 申込方法

(1) 受付期間

令和 7 年 11 月 6 日(木)から令和 7 年 11 月 26 日(水)まで【締切日必着】

(2) 提出書類

ア 大阪市区会計年度任用職員採用申込書

(※必要事項を記入し、写真(3 か月以内に撮影した写真)を必ず貼付すること)

イ 面接カード

ウ 申し立て書

エ 小論文(5 選考方法の小論文主題)に対して自身の考えをまとめたもの)

オ 受験案内送付用の定型封筒(長形 3 号)

必ず宛先を記載のうえ、110 円切手を貼付してください。

※上記ア～オの書類を簡易書留等(送付及び受け取り確認ができる方法)にて(3)の提出先に送付してください。別の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。

また、送付料金不足の場合は、受け付けません。なお、持参による受付は行いません。

(3) 提出先

【宛て先】 〒550-0012 大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 阿波座センタービル 4 階

【宛て名】 大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課

ア 封筒に「こども青少年局特別支援保育巡回指導講師会計年度任用職員採用選考申込書在中」と朱書きで明記してください。

イ 受験案内は、令和 7 年 12 月初旬頃に発送する予定です。

ウ 受験案内が令和 7 年 12 月 10 日頃までに到着しない場合は、大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営まで連絡してください。

7 合格から採用まで

(1) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者数が採用予定者数を下回る場合があります。

(2) 合格者は、試験の合格点の高い順に「候補者名簿」に登録され、その登録順に基づき採用します。なお、「候補者名簿」の登録期間は、名簿登録の日から令和 9 年 3 月 31 日までとなりますので、登録されても採用時期

が令和8年4月2日以降になる場合や採用されない場合があります。

(3) 採用予定者の勤務地については、大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課です。

巡回先については採用日以降にお知らせします。

(4) 合格後、やむを得ない事情により、採用を辞退される場合は、大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課まで早急に連絡してください。

8 備考

(1) 来庁には公共交通機関をご利用ください。

(2) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(3) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。

(4) 受験に際してお預かりした個人情報、同採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、適正に管理します。

(5) 本採用は令和8年度予算の発効をもって有効とします。

9 応募にあたって

大阪市においては、市民から信用される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

◆ この試験についてのお問い合わせは

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル4階

大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話：06-6684-9242）